

2021年1月14日

各位

会社名 株式会社TOKAIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 嶋田 勝彦
(コード番号3167 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 人事企画部担当
山田 潤一
(TEL. 054-273-4932)

女性活躍推進法に基づく『えるぼし（3段階目）』認定について

当社は、このたび厚生労働大臣より「えるぼし（3段階目）」の認定を取得しましたのでお知らせいたします。

「えるぼし」とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度です。

TOKAIグループは、「ダイバーシティ・マネジメント」の一環として2012年度より、女性がより能力を発揮し、充実したキャリアを形成し活躍するために、女性活躍推進に取り組んでおります。女性活躍推進法に基づく第3期行動計画（2020年10月1日～2022年9月30日）においては、管理職の女性比率向上や、有給休暇取得推進、男性の育児休業取得推進等を目標に掲げ取り組みを実施しています。

今後も、女性をはじめとする多様な人財の活躍を支援し、誰もが活躍できる職場環境の整備を推進してまいります。



【TOKAIグループの女性活躍推進に関する主な取組】

- ・管理職への意識醸成を目的とした「女性キャリアアップ促進教育プログラム」の実施
- ・職場環境向上を目的とした「女性活躍推進プロジェクト」の実施
- ・育児・介護を対象とした、在宅勤務の制度、法定基準以上の時短勤務制度の導入

以上